



様式第十三号（第十条の十四関係）

12136

許可番号 00851031111

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東村山市恩多町一丁目12番地3

氏名 加藤商事 株式会社

代表取締役 加藤 宣行

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の5第1項~~

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日

平成31年1月7日

許可の有効年月日

平成36年1月6日

1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く : 廃油 (揮発油類, 灯油類及び軽油類, 又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 廃酸 (pH2.0以下のもの, 又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 廃アルカリ (pH12.5以上のもの, 又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 廃P C B等 (別記2-1に記載のあるものに限る。), P C B汚染物 (別記2-10に記載のあるものに限る。), P C B処理物 (別記2-1ハに記載のあるものに限る。), ばいじん (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 燃え殻 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 汚泥 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成31年1月7日	新規許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質\廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオヘンカルブ					○	○	○
ヘンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	○		○	○	○
ダ付キシン類		○	○		○	○	○
アルキル水銀	—	○			○	○	○
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○

別記2

イ 廃P C B等(次の(1)から(2)までに掲げるものに限る)

(1) 電気機器又はO Fケーブル(P C Bを絶縁材料として使用した電気機器又はO Fケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のP C Bによって汚染されたもの(以下「微量P C B汚染絶縁油」という。)が廃棄物になったもの

(2) P C Bの濃度が廃P C B等1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

ロ P C B汚染物(次の(1)から(4)までに掲げるものに限る)

(1) 微量P C B汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだP C Bの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているP C Bの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているP C Bの量が金属く

ず等に付着し、又は封入されている物 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

ハ PCB 処理物 (次の (1) から (7) までに掲げるもので、大きさが幅 2.4 メートル、長さ 1.8 メートル、高さ 1.8 メートル以下のものに限る。)

(1) イ (1) 又はロ (1) に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

(3) 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

(4) 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は纖維くず 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

(5) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

(6) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの ((1) に掲げるものを除く。)

(7) (1) から (6) までに掲げるもの以外であって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの

